使用済みペンリサイクルプログラムに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社パイロットコーポレーション（以下「乙」という。）は、使用済みのプラスチック製筆記具及びその包装物（以下「使用済みペン類」という。）の回収及びリサイクル（以下「使用済みペンリサイクルプログラム」という。）の実施に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大阪市平野区において排出される使用済みペン類の回収について、甲及び乙が相互に協力することにより、資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。但し、事業系ごみに該当する使用済みペン類は回収の対象外とする。

（実施事項）

第２条　前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。

（１）使用済みペンリサイクルプログラムについて、市民等へ周知し啓発する。

（２）乙が提供する使用済みペン類を回収する設備を大阪市平野区に所在する平野区役所所管の施設へ設置する。なお、設置場所については、甲が別に定め、乙へ通知する。

（３）回収された使用済みペン類を、乙の指定した運送会社を利用して乙の指定する処理施設へ送付する手続きを行う。

２　前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。

（１）使用済みペン類を回収する設備の提供、交換及び撤収する。

（２）前項（３）号の送付にかかる一切の費用を負担する。

（３）回収された使用済みペン類の重量を回収月の翌月１０日までに甲へ報告する。

（４）乙の指定する処理施設との間で、前項（３）号により送付された使用済みペン類の受け入れ態勢を整える。

３　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、協力して事業を実施する。

（定期協議）

第３条　甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、本協定の期間中及び終了後においても本協定に基づく事業実施に当たり、相手方から秘密である旨を明示された事項について、正当な理由がない限り第三者に漏らしてはならず本協定履行の目的外に使用しない。但し、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（本協定の見直し）

第５条　甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び解約）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する日の２か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がないときは、本協定は同一条件で１年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、いつでも１か月前の解約通知により、本協定を解約することができる。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６（２０２４）年　月　日

甲　大阪市平野区背戸口３丁目８番19号

大阪市　協定締結担当者

平野区長　　　　武市　佳代

乙　東京都中央区京橋２丁目６番21号

株式会社パイロットコーポレーション

代表取締役　　　藤﨑　文男